

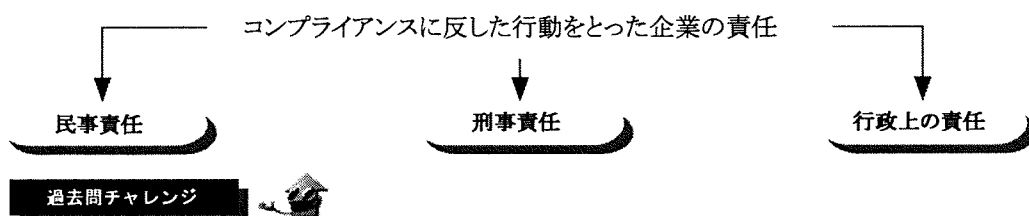
第1編 ビジネス実務法務の法体系

第1章 コンプライアンス

1.コンプライアンス(法令遵守)の意義

①コンプライアンス(法令遵守)とは、企業に対して、法令の趣旨を理解し、その法令が守ろうとする利益や価値に従った行動を求めるものである。

②コンプライアンスに反した行動をとった企業は刑事的責任、民事的責任、行政処分等の不利益を受けることがある。



・第23回一問03(改題) 次の記述は正しいか。

コンプライアンスとは、一般に、法令等の遵守を意味し、企業は法律や政省令等の法令およびその属する業界団体が定めた自主的なルールなどを遵守して活動すべきであるという考え方である。

[解答]正しい。

・第15回一問01 次の記述は正しいか。

企業は現代社会の一員であり、法令の趣旨の理解とコンプライアンスの実践が求められ、これに反した企業は、刑事的責任、民事的責任、行政処分等の不利益を受けることがある。

[解答]正しい。

2.コンプライアンスに関連する重要概念

コンプライアンスに関連する重要概念として、①CSRと②リスクマネジメントがある。

CSR(Corporate Social Responsibility)とは、一般に、企業の社会的責任を意味する。これに対して、リスクマネジメントとは、一般に、企業活動に支障を来すおそれのある不確定な要素を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

過去問チャレンジ

・第23回一問03(改題) 次の記述は正しいか。

CSR(Corporate Social Responsibility)とは、一般に、企業の社会的責任を意味し、これに基づく企業活動の例として、環境保護に配慮した企業活動やボランティアなどの社会貢献活動を挙げることができる。

[解答]正しい。

・第23回一問03(改題) 次の記述は正しいか。

リスクマネジメントとは、一般に、企業活動に支障を来すおそれのある不確定な要素を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

[解答]正しい。

第2章 法律の基礎知識

第1節 法の定義

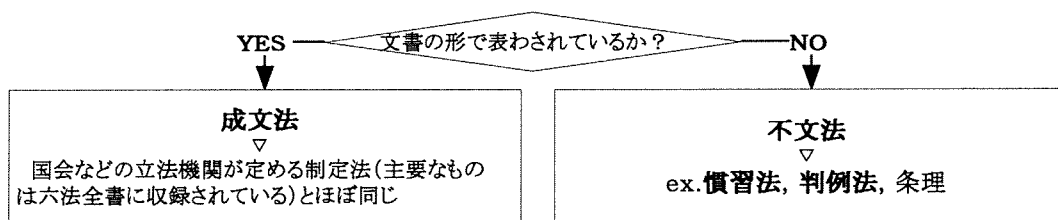
①法律は、道徳や習俗・宗教などとともに、私たちの行動の指針となったり善悪を判断する基準となるものである。このような基準を**社会規範**というが、法律も社会規範の一種であるといえる。

②法律は、その内容が**国家権力によって強制的に実現される**点で、道徳など他の社会規範と大きく異なっている。

第2節 法律の分類

1. 成文法vs不文法

法律は、文章の形に表わされているか否かによって成文法と不文法に分けられる。



【基礎知識】

- ・**慣習法**とは、慣習(人の行動様式のうち反復して繰り返されるもの)のうち法的効力を認められたものをいう。
- ・**判例法**とは、裁判所の判決に含まれている法理のなかで、裁判の繰り返しにより他の類似の事件についても同一の判断をする基準となる効力を持つものをいう。
- ・**条理**とは、「物事の筋道」のことをいう。

過去問チャレンジ



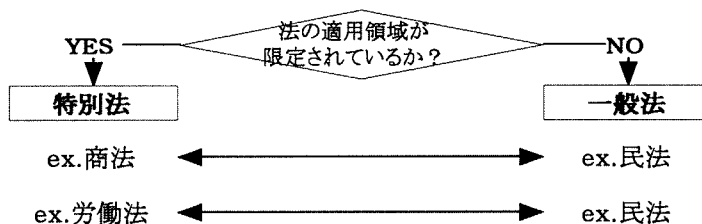
- ・第10回一問08 次の記述は正しいか。

慣習法とは、いわゆる慣習の中で法的効力の認められるものであり、不文法の一つである。

【解答】正しい。

2. 一般法vs特別法

①法の適用領域が限定されず、一般的なものを一般法という。これに対して特別法は、対象となる事柄や人又は地域など法の適用領域が限定されている法律である。



②「特別法は一般法を破る。」

特別法は一般法に優先して適用されるのが原則である。従って、同じ取引でも商人間の取引には、民法に優先して商法が適用される。

過去問チャレンジ



・第19回一問01 次の記述は正しいか。 ☆類題:第25回一問03

法律は、その適用領域が限定されているか否かによって一般法と特別法に分類することができる。特別法は一般法に優先して適用される。

【解答】正しい。

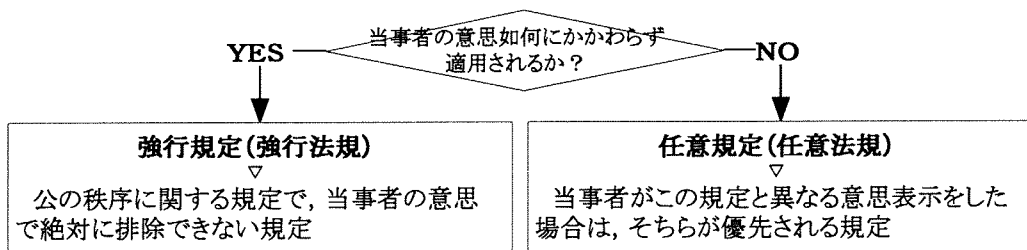
・第21回一問01 次の記述は正しいか。

民法と商法とは、例えば、民法が私人間の契約一般に適用されるのに対し、商法は商人間の契約に適用されるという点で、民法が一般法であり、商法が特別法であるという関係にある。

【解答】正しい。

3. 強行規定vs任意規定

①強行規定と任意規定は、当事者間で法律の規定と異なる別の定めができるか否かによる区分である。



②「強行規定と任意規定の区別は実際には容易ではない。」

強行規定であると条文で明示されていることもあるが、そうでない場合には規定の趣旨を考慮し、強行規定か任意規定か判断される。

③強行規定に類似する概念として取締規定がある。取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、又は禁止することを定める規定をいう。取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消などの制裁が科される。しかし、取締規定違反の行為の私法上の効力には影響がない。

過去問チャレンジ



・第14回一問04 次の記述は正しいか。

強行法規と任意法規は、当事者間で法律の規定と異なる別の定めができるか否かで区分されるが、ある規定がそのどちらにあたるかは、すべての条文に明示されている。

【解答】誤り。すべての条文に明示されているわけではない。

・第16回一問04 次の記述は正しいか。

契約当事者間で強行法規と異なる定めをした場合、当事者間の定めが法律の規定に優先する。

【解答】誤り。当事者間の定めが法律の規定に優先するのは、契約当事者間で任意規定と異なる定めをした場合である。

・第21回一問04 次の記述は正しいか。

契約当事者間で契約内容について合意が成立すれば、その合意がいかなる内容であっても、その合意はあらゆる法律の規定に優先する。

【解答】誤り。強行法規については、契約当事者がこれと異なる内容の取り決めをすることができず、当事者の意思にかかわらずその適用が強制される。

・第24回－問08 次の記述は正しいか。

民法の規定はすべて強行法規であり、契約当事者間で民法の規定と異なる内容の定めをしても、その定めは無効である。

[解答]誤り。民法の規定のすべてが強行法規にあたるわけではなく、契約・債権に関する規定には任意法規とされるものが多い。

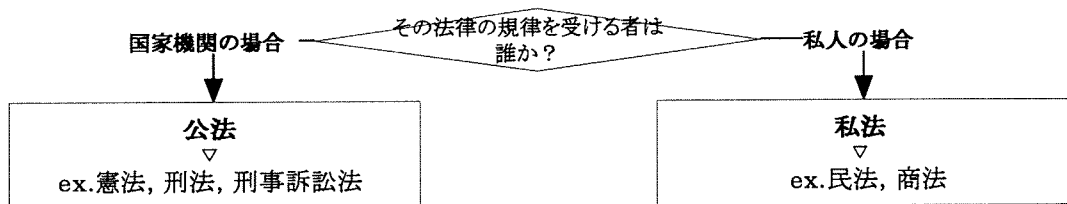
・第19回－問04 次の記述は正しいか。

取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対し一定の行為を制限し、または禁止することを定める規定のことをいう。取締規定に違反する契約等は、私法上の効力自体が否定される。

[解答]誤り。取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消などの制裁が科される。しかし、取締規定違反の行為の私法上の効力には影響がない。

4.公法vs私法

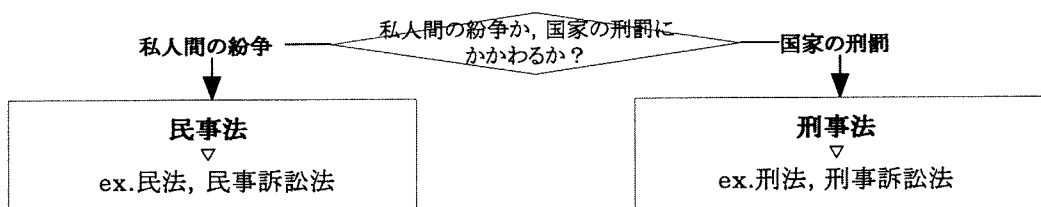
法律は、その法の規律を受けるものが誰であるかによって、公法と私法に分けられる。



5.民事法vs刑事法

①**民事法**とは、私人間の紛争を解決する民事裁判の基準となる私法の実体法(民法や商法など)とその手続法(民事訴訟法など)の総称である。

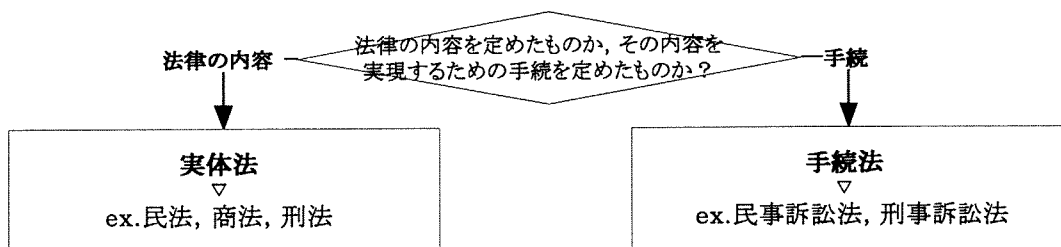
②**刑事法**とは、国家が国民に対して刑罰を加えるための刑事裁判の基準となる実体法(刑法など)とその手続法(刑事訴訟法など)の総称である。



6.実体法と手続法

①**実体法**は、権利・義務など法律関係の内容(実体)を定める法律である。

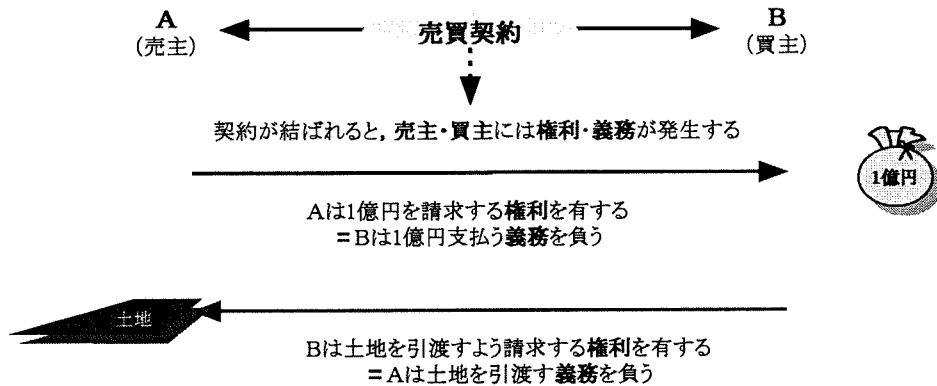
②**手続法**は、実体法の内容を実現するための手続を定める法律である。



第3節 権利の実現

theme01 権利と義務

①法律にかかわりのある社会生活関係を**法律関係**という。例えば、AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。この場合、AはBに1億円を請求する権利を有し、BはAに1億円を支払う義務を負う。他方、BはAに土地の引渡を請求する権利を有し、AはBに土地を引渡す義務を負う。



②法律関係は一般に**権利と義務**の関係としてあらわされる。ここに**権利**とは、相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって主張できる力をいい、**義務**とは相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって拘束されることをいう。

theme02 権利の救済

権利の行使とは、権利の内容を実現する行為をいう。権利の行使に対して相手方が応じない場合、例えば、代金を支払ったにもかかわらず、売主が土地を引渡さない場合、買主としてはその土地を力づくで自分の支配下におくことはできない。このような実力行使を**自力救済**というが、**自力救済は、原則として禁止される**。なぜなら、権利がある場合でも過度の暴力が用いられるおそれがあり、社会秩序が保たれなくなるからである。そこで、権利の行使に対して相手方が応じない場合には、裁判所の手続きを通じて権利を実現していくことが大原則となっている。

過去問チャレンジ



・第14回一問03 次の記述は正しいか。

法律上、債務者が支払不能などにより倒産するおそれが明らかである場合に限り、自力救済による債権の回収が認められている。

[解答]誤り。自力救済は、原則として禁止されている。

・第10回一問10 次の記述は正しいか。

買主Xと売主Yとの間で中古車の売買契約を締結した。Xは、約定に従い、Yに対してその代金を支払ったが、Yは車の引渡時期が到来しても、当該車を使用し続け引渡をしない。この場合、代金を支払済だからといって、Xが当該中古車をYのもとから勝手に持ち出すことは、原則として認められない。

[解答]正しい。自力救済は、原則として禁止されている。

・第13回一問01 次の記述は正しいか。

債権者が自力救済によって自らの債権を回収することは禁止されており、債権者は、法律で定められた強制執行手続により、国家機関の力で強制的に債権を満足させることができるのが原則である。

[解答]正しい。

theme03 権利の救済方法

1. 訴訟の種類

法律上のトラブルは最終的には裁判所によって解決されることになる。裁判を受ける権利は、国民の基本的人権として憲法で保障されている(憲法32条)。

裁判所で扱う訴訟は、**民事訴訟**(私人と私人の間の法律上の争いの解決を目的とする訴訟)、**刑事訴訟**(犯罪を犯した人に対して国家が刑罰を科すことができるかどうかを決めるための訴訟)と**行政訴訟**(行政権の行使その他の公法上の権利関係についての争いを解決することを目的とした訴訟)に分けられる。



過去問チャレンジ



・第09回－問01 次の記述は正しいか。

裁判所で扱うすべての訴訟は、私人と私人との間の紛争の解決を目的とする民事訴訟と犯罪を犯した者に対し国家が刑罰を科すか否かを決定するための刑事訴訟のいずれか2つに分けられる。

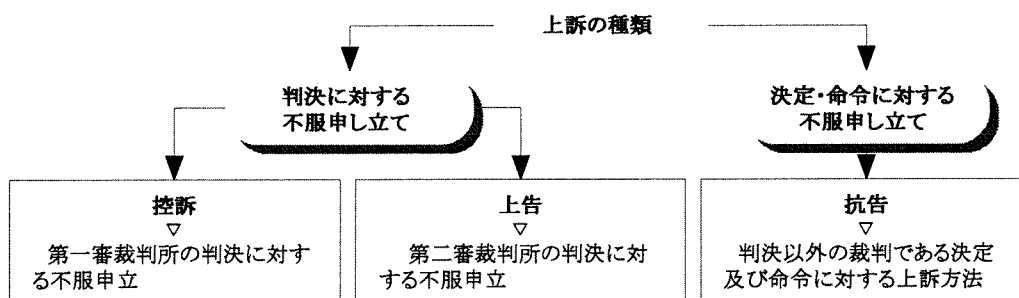
【解答】誤り。行政訴訟もある。

2. 上訴

①日本の審級制度は原則として3つの審級を設ける**三審制**であるが、裁判所は簡易裁判所・地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の4階級に分かれている。家庭裁判所は地方裁判所と同階級である。

②**上訴**とは、ある事件についての裁判に不服があるときに、より上級の裁判所に対して再審理をもとめることをいう。判決に対する不服申し立ての種類としては、控訴と上告がある。

【基礎知識－上訴の種類】



過去問チャレンジ



・第16回－問08 次の記述は正しいか。

わが国の訴訟では審級制度が採られており、裁判所の下した判決に不服がある場合、当該不服のある当事者は、より上級の裁判所に対して再審査を求めることができる。

【解答】正しい。

第3章 民法の基礎知識

第1節 私法の基本原則

民法の基本原則は以下のとおりである。

1. 権利能力平等の原則 ▽ 人は生まれてから死ぬまで、誰でも等しく権利を有し義務を負うことができるという原則	2. 所有権絶対の原則 ▽ 所有権は物を全面的に支配する権利であるが、この所有権については、国家といえども侵害することはできないという原則	3. 私的自治の原則 ▽ 権利主体は、私的な関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるとする原則	4. 過失責任主義 (過失責任の原則) ▽ 過失(故意も含めて)があれば損害賠償責任を負われないという原則
--	--	---	--

【基礎知識－故意vs過失】

・故意とは、自己の行為により、権利又は利益の侵害という結果が発生することを認識・認容することという。

vs

・過失とは、損害の発生を予見し、防止する注意義務を怠ることという。

過去問チャレンジ



▽権利能力平等の原則について

・第24回－問01 次の記述は正しいか。

すべての個人は、原則として平等に私法上の権利主体として扱われる。これを権利能力平等の原則という。

【解答】正しい。

▽所有権絶対の原則について

・第19回－問07 次の記述は正しいか。

所有権は、他人によっても国家権力によっても侵害されないもので、法律により所有権を制限することは認められない。

【解答】誤り。所有権といえども法令により制約を受ける場合がある。

・第21回－問08 次の記述は正しいか。

人が物を全面的に支配し所有する権利は不可侵のものとして尊重され、他人によっても国家権力によっても侵害されないことから、人は、その所有している土地の利用について法的に制約を受けることはない。

【解答】誤り。所有権といえども法令により制約を受ける場合がある。

▽私的自治の原則について

・第25回－問01 次の記述は正しいか。

個人や法人といった権利主体は、原則として私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成でき、これを私的自治の原則という。

【解答】正しい。

・第15回－問01 次の記述は正しいか。

人は、原則として誰とどのような内容の契約を締結するか自由に決めることができる。これを契約自由の原則という。

【解答】正しい。私的自治の原則は、取引の場面では、契約自由の原則として現れる。

▽過失責任の原則について

・第18回－問04 次の記述は正しいか。

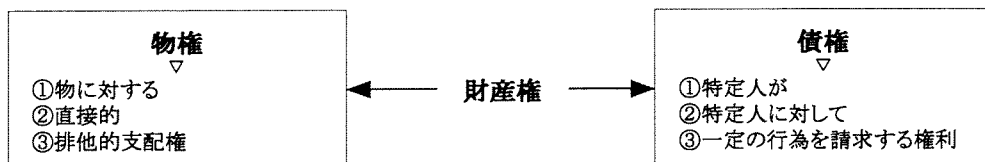
たとえ他人に損害を与えても、故意・過失がなければ損害賠償義務を負わないとする原則を過失責任主義という。

【解答】正しい。

第2節 財産権の種類

theme01 財産権の意義と種類

財産権とは、経済的かつ財産的利益を目的とする権利をいう。民法上の財産権の種類としては、物権と債権がある。

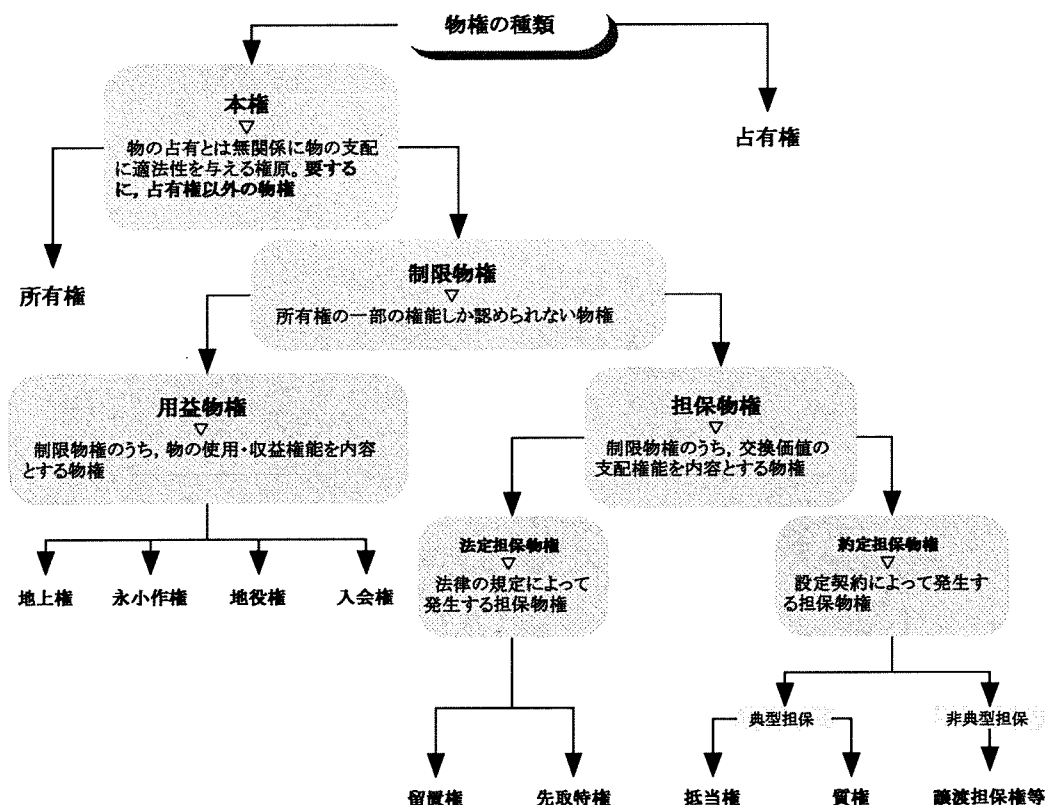


【基礎知識—直接性vs排他性】

- ・直接性とは、他人の行為がなくても権利内容を実現できるということをいう。
- ・排他性とは、一つの物の上に同じ内容の物権は存在し得ないということをいう。

theme02 物権の意義と種類

物権とは、物に対する直接的、排他的支配権をいう。



【基礎知識】

- ・占有権とは、占有に基づいて生じる権利。要するに、物を事実上支配する権利をいう。
- ・所有権とは、法令の範囲内で物を自由に使用・収益・処分しうる権利。要するに完全な物権であり、物権の王様！
- ・地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利をいう。
- ・永小作権とは、小作料を払って他人の土地に耕作又は牧畜をなす権利をいう。

- ・地役権とは、設定行為で定めた目的に従って、他人の土地を自分の土地の便益に供する権利をいう。
- ・入会権とは、一定の地域の住民集団が山林原野・漁場・用水等を共同で管理し利用する慣習法上の権利をいう。
- ・留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置して、債務者の弁済を間接的に強制する担保物権をいう。
- ・先取特権とは、一定種類の債権の債権者が、法律上当然に債務者の財産から優先弁済を受けることができる権利をいう。
- ・質権とは、債権者がその債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して債務者の弁済を間接的に強制するとともに、弁済されない場合には、その物から優先弁済を受けることができる担保物権をいう。
- ・抵当権とは、債務者又は第三者が占有を移さずに担保に供した不動産その他一定の権利から、債権者が優先弁済を受けることを内容とする約定担保物権をいう。

過去問チャレンジ



- ・第09回一問04 次の記述は正しいか。

物権とは、特定の物を直接的・排他的に支配できる権利をいい、所有権や抵当権などすべての物権には物を占有する効力が認められる。

【解答】誤り。抵当権には物を占有する効力は認められていない。

- ・第10回一問04 次の記述は正しいか。

用益物権とは、他人の物を利用することをその内容とする物権であり、地役権や賃借権などがある。

【解答】誤り。賃借権は債権である。

- ・第15回一問04 次の記述は正しいか。

用益物権とは、他人の物を利用することを内容とする物権であり、所有権に一定の制限を加えるものである。

【解答】正しい。

- ・第10回一問04 次の記述は正しいか。

用益物権と担保物権は、いずれも所有権に一定の制限を加える物権である。

【解答】正しい。

- ・第21回一問01 次の記述は正しいか。

用益物権とは、他人の物を利用することをその内容とする物権であり、例えば、地役権や地上権がこれに該当する。

【解答】正しい。

- ・第17回一問02 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

民法上の財産権は、[ア]と[イ]に分けることができる。[ア]は特定の物を直接的・排他的に支配することができる権利であり、所有権がその典型である。所有権に一定の制限を加える[ア]として[ウ]と[エ]がある。[ウ]は、他人の物を利用(使用・収益)することを内容とする[ア]であり、地上権や地役権などがこれにあたる。[エ]は、物の利用を目的とするのではなく、[イ]の担保のために物の価値を把握する[ア]であり、[オ]や質権・抵当権などがこれにあたる。

これに対して[イ]は、特定の人に対して一定の行為を請求できる権利である。

【解答】 ア:物権 イ:債権 ウ:用益物権 エ:担保物権 オ:先取特権

第2編 取引を行う主体

第1章 権利義務の主体

theme01 權利能力・意思能力・行為能力

1. 權利能力

権利を取得し、義務を負担する資格のことを権利能力という。

2. 意思能力

①意思能力とは、法律行為の結果を弁識するに足る精神能力のことをいう。

②意思能力を持たないことを意思無能力という。

□ 意思無能力の具体例

- ①6才(小学校入学前)程度以下の子供のおこなった行為
②重度の精神障害者、泥酔者のおこなった行為

③意思無能力状態でおこなった行為は、無効である。

過去問チャレンジ

・第08回一問10 次の記述は正しいか。

意思能力とは、自分の行った行為の結果を判断することができる精神的能力のことであり、意思能力を欠く者が行った行為は取り消すことができる。

【解答】誤り。意思能力を欠く者が行った行為は無効である。

3.行為能力

行為能力とは、単独かつ有効に法律行為をなしうる能力をいう。行為能力が欠けた場合、当該行為は取り消すことができる。

【基礎知識—無効と取消】

1.有効・無効・取消

契約が有効=例えば、売主が契約を守らない場合には、買主は裁判所に訴えれば救済される。

契約が無効=例えば、売主が契約を守らない場合でも、買主は裁判所に訴えても救済されない。

契約を取り消しうる= まだ、取り消されていない場合は、有効の場合と同じであり、すでに、取り消されている場合は、無効の場合と同じである。

2.無効と取消の違い。

無効=始めから効力がない。

取消=取り消されるまでは有効。But, 取り消されると遡及的に(契約時点に遡って)無効(民法121条)。

【具体例】

AはBに対して、4月1日に建物を売却した。Aは5月1日に無効主張をした。

【具体例】

AはBに対して、4月1日に建物を売却した。Aは5月1日に

(a)取り消さなかった。
or
(b)取消した。

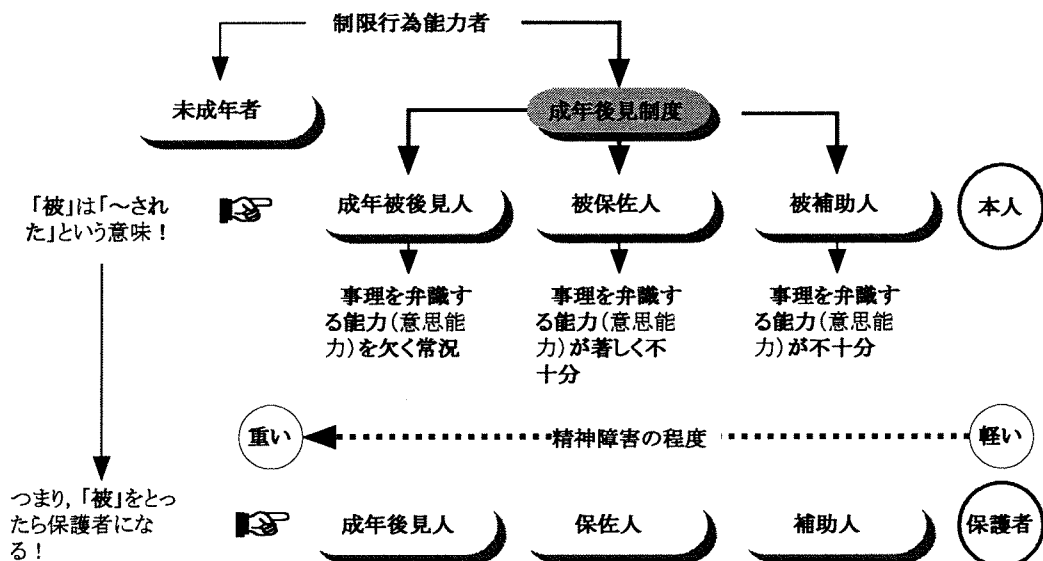
theme02 制限行為能力者制度

1. 制限行為能力者制度の意義

制限行為能力者制度とは、意思能力のない者やその不十分な者を、一定の年齢又は手続によって、画一的に制限行為能力者として定め、制限行為能力者の行為は取消すことができるとするとともに、保護者をつけてその能力の不足を補う制度である。

2. 制限行為能力者の種類

民法では制限行為能力者として、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人を規定している(民法4条・7条・11条・15条)。



過去問チャレンジ

・第08回－問10 次の記述は正しいか。

民法では、意思能力のない者やその不十分な者を、一定の年齢又は手続によって画一的に制限行為能力者として定めており、制限行為能力者の行った行為はすべて無効である。

【解答】誤り。制限行為能力者の行った行為は原則として、取消しうる。

・第09回－問05 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

人はすべて自ら権利・義務の主体となることができる法律上の資格、即ち[ア]を有しているが、[ア]を有しているだけでは、自ら権利を取得し、義務を負担する行為を法律上有効に行うことはできず、これらの行為を行うためには[イ]及び[ウ]を有している必要がある。[イ]とは、自分の行った行為の結果を判断することができる精神的能力であり、具体的には6歳程度の判断能力があれば[イ]があるとされる。この[イ]のない者が行った契約などの行為は無効とされる。また、民法は未成年者など[ウ]が不十分である者を画一的に制限行為能力者とし、その行為を取り消し得るものとしている。この[ウ]が不十分な者には、法律上、一定の要件を満たす場合に当然に制限行為能力者とされる者(未成年者)のほか、[エ]や[オ]などのように、一定の要件を満たす場合に家庭裁判所の審判によって制限行為能力者とされる者がある。[エ]とは、精神上の障害によって、事理弁識能力が著しく不十分な者で、一定の重要な行為を行おうとする場合に制限を受けるが、日常生活に関する行為以外は、原則としてすべての行為について制限を受ける[オ]に比べれば、単独でできる行為の範囲は広い。

【解答】ア:権利能力 イ:意思能力 ウ:行為能力 エ:被保佐人 オ:成年被後見人

theme03 未成年者と契約する場合

- ①未成年者とは、満20歳未満の者をいう。
- ②20歳未満でも婚姻すれば、成年者として扱われる(これを婚姻擬制という)。従って、婚姻後の未成年者は単独で契約を締結することができる(民法753条)。
- ③内縁関係に過ぎない場合には、婚姻擬制の適用はない。

過去問チャレンジ



- ・第09回一問03 次の記述は正しいか。

婚姻中の18歳の男性が両親の同意を得ずに契約を結んだ場合、その男性は当該契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。婚姻による成年擬制により、能力者として扱われるので、その男性は当該契約を取り消すことはできない。

- ・第16回一問04 次の記述は正しいか。

未成年者は、原則として婚姻後も単独では契約を締結することはできない。

【解答】誤り。婚姻後の未成年者は単独で契約を締結することができる(民法753条)。

- ・第14回一問10 次の記述は正しいか。

XY間でXを売主、Yを買主とする売買契約が成立した。ところが、Yは契約当時はまだ18歳であった。婚姻届は出していないものの、Yが内縁の妻Wと同居している場合には、Yは本件売買契約を取消すことはできない。

【解答】誤り。内縁関係に過ぎない場合には、婚姻擬制の適用はない。

1.保護者

- ①保護者は、親権者又は未成年後見人。これらの者は法定代理人である。
- ②父母は共同して子の代理人となり、父母が離婚するときは、どちらか一方を親権者と定める。
- ③未成年者の父母が生存しないか、父母が親権を行うことができない場合、家庭裁判所が未成年後見人を選任するか、あるいは最後に親権を行う者が遺言で指定する。

親権者がいる場合



親権者

※両親がいる場合は両親ともが親権者となる。片親しかいない場合には、その片親が親権者となる。

親権者がいない場合



未成年後見人

過去問チャレンジ



- ・第09回一問03 次の記述は正しいか。

未成年者の法定代理人は、原則として親権者である。

【解答】正しい。

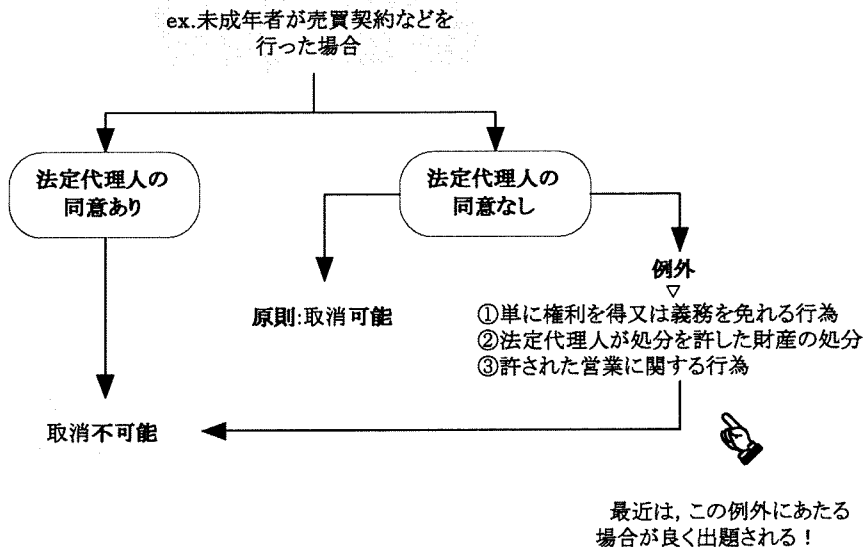
- ・第11回一問05 次の記述は正しいか。

Xは、自宅として使用していたマンションをYに売却したが、Yは、契約締結時に制限行為能力者であったことが後日判明した。Yが未成年者であるとき、本件契約について法定代理人の同意を得ていなければ法定代理人は本件契約を取消すことができる。この場合、原則として親権者である父母が共同して法定代理人となる。

【解答】正しい。

2. 法律行為の効果

未成年者が単独で行った行為は、原則として取消すことができる。



過去問チャレンジ

・第14回－問10 次の記述は正しいか。

XY間でXを売主、Yを買主とする売買契約が成立した。ところが、Yは契約当時はまだ18歳であった。Yは、毎月親権者Zから定額の小遣いをもらっている。本件売買契約が、たとえ当該小遣いの額の範囲内の買い物であったとしても、Yが売買契約を締結するためにはZの同意が必要である。

【解答】誤り。小遣いによる買物等、法定代理人が処分を許した財産を処分する場合には法定代理人の同意は不要である(民法5条)。

・第21回－問10 次の記述は正しいか。

19歳のXは、親権者の同意を得ずに、Y宝石店との間でダイヤモンドの指輪の売買契約を締結した。Xは、親権者から大学の入学金として処分を許された金銭で、指輪の代金を支払った。この場合、Xの親権者は指輪の売買契約を取り消すことができる。

【解答】正しい。法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内なら、未成年者は自由に処分できる(民法5条3項)。しかし、Xがした指輪の売買契約は、大学の入学金とするという目的の範囲外の行為なので、Xの親権者は指輪の売買契約を取り消すことができる。

・第18回－問10 次の記述は正しいか。

18歳のXは、自動車の購入を検討している。Xの親権者がXに営業の許可を与えており、Xがその営業のために使用する自動車の売買契約を締結した場合、当該自動車の購入について親権者の同意がなくても、当該売買契約は取消すことはできない。

【解答】正しい。

・第22回－問01 次の記述は正しいか。 ☆類題:第25回－問03

未成年者が法定代理人である親権者から特定の営業を許可されている場合において、未成年者が当該営業に関する契約を締結したが、その契約締結につき親権者の同意を得ていなかったときは、未成年者はこの契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。許された営業に関する行為については、親権者の同意は不要であり、取り消すことはできない。

3.保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
親権者or未成年後見人の権限	○	○	○	○

【基礎知識】

- ・同意権とは、例えば制限行為能力者が売買契約をなす場合に、「売買契約をしてもよい」と許可を与える権利をいう。
- ・代理権とは、例えば制限行為能力者に代わって売買契約をなす権利をいう。
- ・取消権とは、例えば制限行為能力者が保護者の同意を得ないで売買契約をした場合に、その売買契約を取消す権利をいう。
- ・追認権とは、例えば制限行為能力者が保護者の同意を得ないで売買契約をした場合に、それを有効に確定する権利をいう。

過去問チャレンジ



- ・第18回一問10 次の記述は正しいか。

18歳のXは、自動車の購入を検討している。Xの親権者は、Xの代理人として、自動車の販売店との間で自動車の売買契約を締結することができる。

【解答】正しい。親権者は未成年の子の財産管理について、代理権を持つ(民法824条)。

- ・第20回一問10 次の記述は正しいか。

未成年者Aの両親は、Aを代理して、Aが下宿するアパートをBから賃借した。この場合、Aの両親は本件賃貸借契約を取り消すことはできないが、A自身は本件賃貸借契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。親権者には子の財産管理について代理権を有する(民法824条)。従って、Aの両親の行った行為は子Aに効果帰属するので、Aの両親のみならず、A自身も取り消せない。

4.取消することができる者

- ①本人(未成年者) ※未成年者自身も取消することができる点に注意!
- ②法定代理人(親権者or未成年後見人)

過去問チャレンジ



- ・第14回一問10 次の記述は正しいか。

XY間でXを売主、Yを買主とする売買契約が成立した。ところが、Yは契約当時はまだ18歳であった。Yの親権者であるZのみが、Yが未成年であることを理由として本件売買契約を取消することができる。

【解答】誤り。未成年者自身も取消することができる。

theme04 成年被後見人と契約する場合

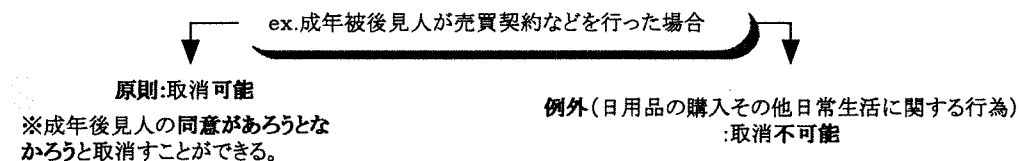
成年被後見人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力(意思能力)を欠く常況にあって、②家庭裁判所によって後見開始の審判を受けたものである。

1.成年被後見人の保護者

保護者は、成年被後見人である。

2.法律行為の効果

成年被後見人については、成年被後見人が家庭裁判所の職権で選任される。成年被後見人が単独で行った行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為以外は、原則として取消することができる。



過去問チャレンジ

・第24回一問01 次の記述は正しいか。

成年被後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含め、単独で確定的に有効な法律行為を行うことはできない。

【解答】誤り。日用品の購入その他日常生活に関する行為は、成年被後見人は単独で行うことができる。

・第11回一問05 次の記述は正しいか。

Xは、自宅として使用していたマンションをYに売却したが、Yは、契約締結時に制限行為能力者であったことが後日判明した。Yが成年被後見人であるとき、本件売買契約についてYが成年被後見人の同意を得ていなかった場合、本件契約は無効である。

【解答】誤り。取消しうる法律行為となる。

・第12回一問03 次の記述は正しいか。

Aが成年被後見人以外の制限行為能力者の場合は、少額の日用品の購入を単独で行うことができるが、成年被後見人の場合は、少額の日用品の購入を単独で行うことができない。

【解答】誤り。日用品の購入その他日常生活に関する行為は、成年被後見人は単独で行うことができる。

3.保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
成年被後見人の権限	×	○	○	○

4.取消することができる者

①本人(成年被後見人) ※成年被後見人自身も取消することができる点に注意!

②法定代理人(成年被後見人)

過去問チャレンジ

・第16回一問03 次の記述は正しいか。

Yは成年被後見人であり、本件売買契約を成年被後見人Zの事前の同意を得ずに単独で行った。この場合、Yが成年被後見人であることを理由に、Zは本件売買契約を取消することができるが、Y自身は本件売買契約を取消することができない。

【解答】誤り。制限行為能力者自身も取消することができる(民法9条・120条)。

theme05 被保佐人と契約する場合

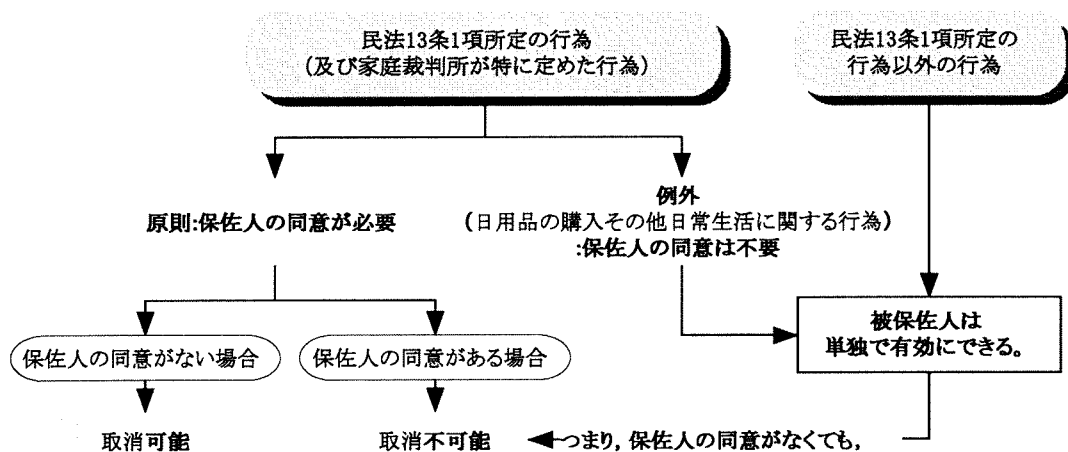
被保佐人とは、①精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であり、②家庭裁判所によって保佐開始の審判を受けた者である。

1.被保佐人の保護者

保護者は、保佐人である。

2.法律行為の効果

①一定の重要な行為、例えば借金をすること、重要な財産を処分することなどについて、保佐人の同意が必要で、同意がない場合は取消事由となる。



【民法13条1項所定の行為】

- 1.元本を領収し、又は利用すること。
- 2.借財又は保証をすること。
- 3.不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 4.訴訟行為をすること。
- 5.贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成15年法律第138号)第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
- 6.相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 7.贈与の申込を拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込を承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 8.新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 9.第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

過去問チャレンジ



・第14回一問04 次の行為を取消することができるか。

- ① 精神上的の障害によって事理弁識能力が著しく不十分な被保佐人が保佐人の同意なく30万円を借入れた。
- ② 精神上的の障害によって事理弁識能力が著しく不十分な被保佐人が保佐人の同意なく不動産を購入した。

【解答】

- ①:取消することができる。
- ②:取消することができる。

②保佐人の同意がある場合には、保佐人のみならず被保佐人自身も取消することはできない。

過去問チャレンジ



・第23回一問04 次の記述は正しいか。

被保佐人が、保佐人の同意を得て自己の所有する不動産を第三者に売却した場合、被保佐人は、制限行為能力者であることを理由にその売買契約を取り消すことができる。

[解答]誤り。保佐人の同意がある場合には、被保佐人自身も取消すことはできない。

・第17回一問06 次の記述は正しいか。

Yは、X社との間で不動産の売買契約を締結した。Yは売買契約の締結時に被保佐人であり、本件売買契約締結につき事前に保佐人の同意を得ていた。この場合、保佐人は売買契約を取消すことができないが、Y自身は売買契約を取消すことができるのが原則である。

[解答]誤り。保佐人の同意がある場合には、被保佐人自身も取消すことはできない。

3.保護者の権限

保佐人は取消権を有する(民法120条1項)ほか、家庭裁判所の審判により、当事者の選択した特定の法律行為について、被保佐人の申立又は同意を要件として、代理権を付与される。

	同意権	代理権	取消権	追認権
保佐人の権限	○	原則:認められない。 例外:家庭裁判所の審判により特定の法律行為について保佐人に代理権を与えることができる。	○	○

過去問チャレンジ



・第16回一問03 次の記述は正しいか。

Yは被保佐人であり、家庭裁判所の審判によって保佐人Zに本件売買契約に関する代理権が付与されていた。この場合、ZはYの代理人として本件売買契約を締結することができる。

[解答]正しい。保佐人には原則として代理権は認められないが、家庭裁判所の審判によって代理権が付与された場合には、代理権を有する(民法876条の4)。

4.取消することができる者

①本人(被保佐人) ※被保佐人自身も取消することができる点に注意!

②保佐人

過去問チャレンジ



・第11回一問05 次の記述は正しいか。

Xは、自宅として使用していたマンションをYに売却したが、Yは、契約締結時に制限行為能力者であったことが後日判明した。Yが被保佐人であるとき、本件契約について保佐人の同意を得ていなければ本件契約を取消することができる。この場合、取消権を有するのは本人であるYだけである。

[解答]誤り。保佐人は取消権を有する。

theme06 被補助人と契約する場合

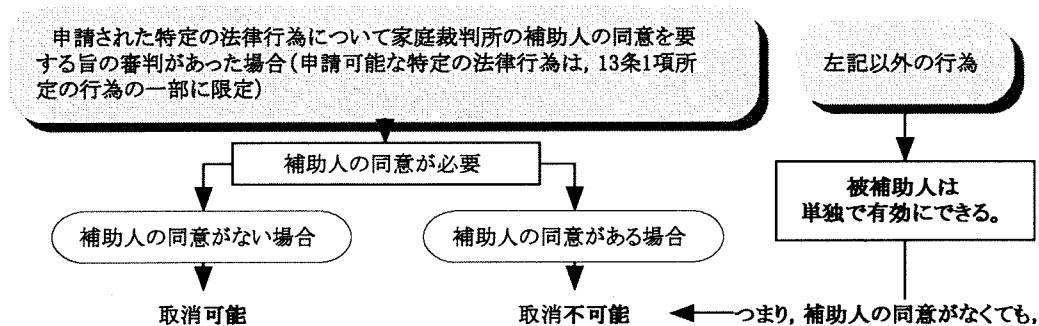
被補助人とは、①精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分であり、②家庭裁判所によって補助開始の審判を受けた者である。

1.被補助人の保護者

保護者は、**補助人**である。

2.法律行為の効果

補助人は、審判により、当事者の選択した特定の法律行為について、被補助人の申立又は同意を要件として、代理権又は同意権(同意権の対象となるのは民法13条に定める行為の一部に限定される)が付与される。



過去問チャレンジ

・第11回一問05 次の記述は正しいか。

Xは、自宅として使用していたマンションをYに売却したが、Yは、契約締結時に制限行為能力者であったことが後日判明した。Yが被補助人であるとき、不動産の取引が審判によって補助人に代理権又は同意権が付与されている事項に該当しなければ、補助人の同意がなかったとしても本件契約は有効である。

[解答]正しい。

・第14回一問04 次の行為を取消することができるか。

精神上的の障害によって事理弁識能力が不十分な被補助人が補助人の同意なく不動産を売却した。なお、不動産の売却については、裁判所において、何ら審判を受けていなかった。

[解答]取消することはできない。

3.保護者の権限

本人の希望により、①～③のいずれかのタイプがある。

- ①タイプ:審判により与えられた「特定の法律行為」についての代理権
- ②タイプ:審判により与えられた「特定の法律行為」についての同意権・取消権(追認権)
- ③タイプ:①タイプの代理権と②タイプの同意権・取消権(追認権)の双方

4.取消することができる者

- ①本人(被補助人) ※被補助人自身も取消することができる点に注意!
- ②補助人

過去問チャレンジ



・第16回一問03 次の記述は正しいか。

Yは被補助人であり、家庭裁判所の審判によって補助人Zに本件売買契約に関する同意権が付与されており、YがZの同意を得ずに本件売買契約を締結した。この場合、Yは本件売買契約を取消することができるが、Zは取消することはできない。

【解答】誤り。被補助人が補助人の同意を得ないでおこなった行為は、本人又は補助人が取消することができる(民法17条・120条)。

theme07 詐術による取引

①例えば未成年者が、自分が成年であると信用させるために年齢を偽ったり、親権者の同意があると偽って契約した場合は、それを信用して契約した相手方に対しては取消することはできない(民法21条)。

【趣旨】 制限行為能力者が詐術を行った場合、制限行為能力者を保護する前提に欠けるから。

②もっとも、相手方が未成年者本人に対し「親権者の同意があるか」と質問し、未成年者が「同意を得ている」と口頭で答える程度では、一般に詐術とはいえない。未成年者だと分かって取引をする相手方は、親権者の同意の有無を独自に確認することがまず求められるからである。

過去問チャレンジ



・第19回一問04 次の記述は正しいか。

未成年者が、自己を成年者であると偽るなどの詐術を用いて契約を締結した場合、当該未成年者はこの契約を取り消すことができない。

【解答】正しい。

・第21回一問10 次の記述は正しいか。

19歳のXは、親権者の同意を得ずに、Y宝石店との間でダイヤモンドの指輪の売買契約を締結した。Xは、Yとの間の売買契約締結にあたり、自己が成年者であるとYの店員に信用させるために詐術を用いた。この場合、Xの親権者は指輪の売買契約を取り消すことができない。

【解答】正しい。

第2章 法人の意義・種類

theme01 法人の意義

1.法人の意義

①法人とは、自然人以外で権利能力を有する存在をいう。

②社会の発展に伴い、団体が、社会・経済的に重大な役割を果たすようになったことから、法は、団体そのものに権利能力を付与して、「法人」として取扱うことにした(民法34条)。

2.設立に関する諸主義

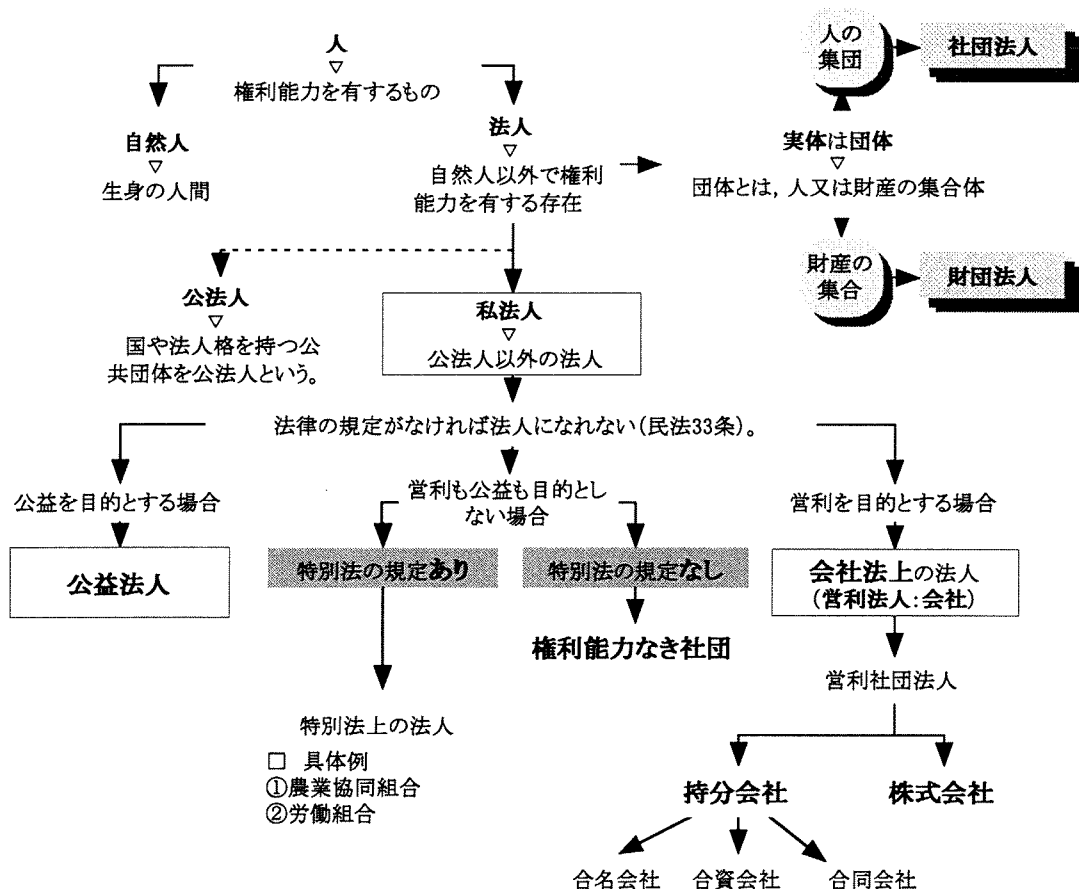
わが国では、法人の性質によって設立の条件が異なっている。営利社団法人である**会社**の設立については**準則主義**が採用されている。

【基礎知識】

- 1.特許主義とは、法人を設立するのに国の特別立法による特許等が必要であるとする主義をいう。
- 2.許可主義とは、法人を設立するのに、主務官庁の個別的な許可を必要とするとする主義をいう。
- 3.準則主義とは、法人の設立するのに、遵守すべき法規に従えば、当然に法人格を付与する主義をいう。

theme02 法人の種類

法人は、その性質や目的によってつぎのように分類することができる。



第3編 取引の法務

第1章 契約の概念

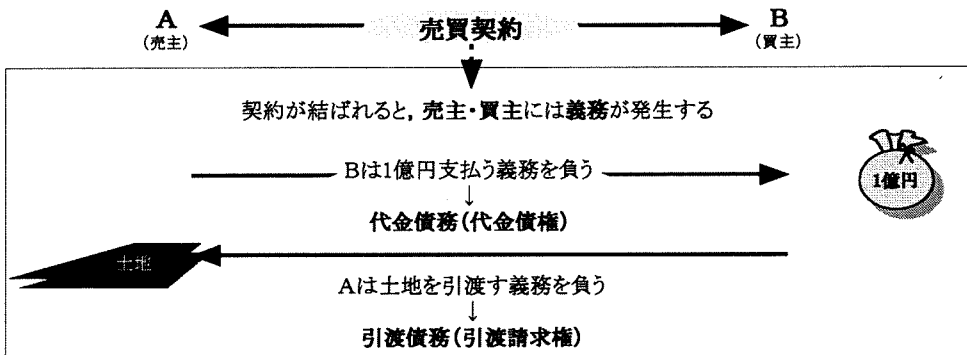
第1節 契約が有効に成立するとどうなるか

theme01 債権・債務の発生

1. 契約による債権・債務の発生

① 契約とは、申込と承諾という相対立する意思表示の合致で成立する法律行為である。

② 契約が成立するとどうなるか。例えば、不動産の売買契約を例に考えてみる。AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。



③ このように、売買契約が有効に成立すると、A・Bはそれぞれ義務を負うことになるが、AはBに対して土地を引渡す義務を負い、BはAに対して1億円を支払う義務を負う。このA・Bそれぞれが負う義務を**債務**という。これは同時に、A・Bそれぞれが**債権**を有することを意味する。

【基礎知識－債権と物権の比較】

・債権とは、特定人が、特定人に対して一定の行為を請求する権利をいう。

・物権と債権の違い

	物権	債権
意義	物に対する権利	人に対する権利
直接性の有無	直接性あり	直接性なし
排他性の有無	排他性あり	排他性なし
対世効の有無	誰に対しても主張できる	債権者は債務者に対してしか主張できない

過去問チャレンジ

・第18回 一問08 次の記述は正しいか。

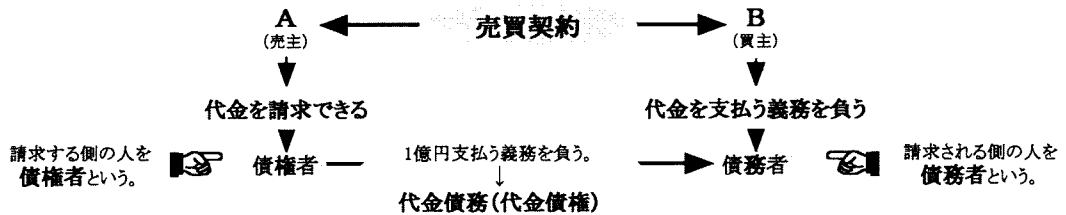
債権とは、特定の人に対して一定の行為を請求することができる権利である。

[解答]正しい。

2. 債権と債務の関係

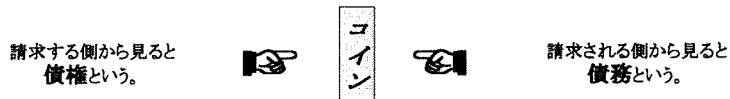
債権と債務の関係について、ここでは、代金債務(代金債権)に限定してみよう。

売買契約が成立すると、売主Aは買主Bに対して代金1億円を請求する権利、即ち、代金債権を取得する。これは、逆にいうと、買主Bは売主Aに対して代金1億円の代金債務を負うことになる。そして、代金債権を有する売主Aを**債権者**と呼び、代金債務を負う買主Bを**債務者**と呼ぶ。



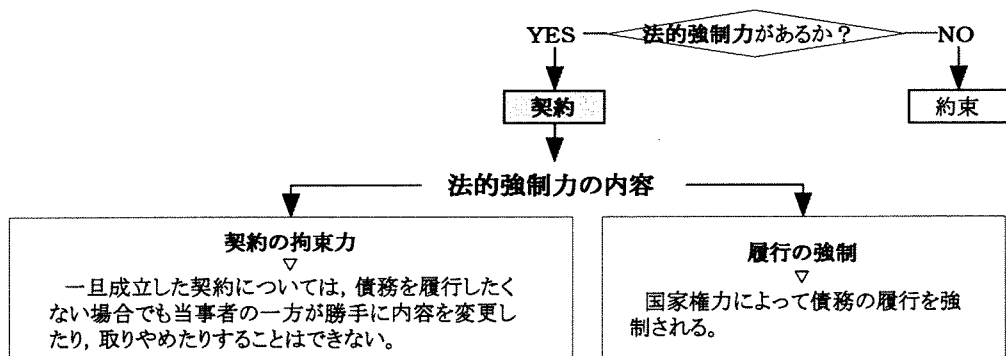
このように、債権と債務は同じものを指し、いわばコインの表裏の関係にある。即ち、請求する側から見れば、債権ということになり、請求される側から見れば、債務ということになる。

《債権と債務の関係》



theme02 契約と約束の違い

契約は単なる約束とは異なる。契約と単なる約束とは法的強制力の有無によって区別される。即ち、契約には法的強制力が認められる。法的強制力の内容としては、契約の拘束力と履行の強制がある。



1. 契約の拘束力

① 契約の拘束力とは、一旦成立した契約については、債務を履行したくない場合でも当事者の一方が勝手に内容を変更したり、取りやめたりすることはできないことをいう。

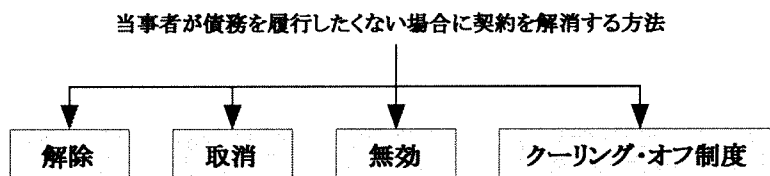
過去問チャレンジ

・第15回一問08 次の記述は正しいか。

当事者間の意思表示が合致し、契約が成立すると、当事者の一方が勝手に内容を変更したり取りやめたりすることはできないのが原則である。

【解答】正しい。

② 一旦成立した契約を取りやめることができるのは、次の場合に限られている。



(1)解除

①契約の**解除**とは、契約が成立した後に当事者の一方の意思表示で契約が最初からなかったことにすることをいう(民法540条)。

②当事者双方が契約を解除する権利を留保する趣旨で授受される金銭を**解約手付**という。

(2)取消

契約の**取消**とは、一応有効に成立した契約を、一定の事由がある場合に、一定の者が取消すという意思表示することにより、はじめに遡って無効にすることである(民法120条・121条)。

(3)無効

無効とは、外形上は契約が成立しているが、一定の事由がある場合に、その契約によって発生するはずの効果が発生しないことをいう。例えば、公序良俗に違反する契約は無効である。

過去問チャレンジ



・第22回 問08 次の記述は正しいか。

刑法上の犯罪を行うことを依頼し、その報酬を支払う旨を約束する場合のように、公序良俗に反する契約は無効である。

【解答】正しい。

(4)クーリング・オフ制度

一部の取引については、消費者保護の観点から、一定の条件のもとに消費者が無条件で、成立した契約の申込を撤回又は契約を解除することが認められている(クーリング・オフ制度)。

過去問チャレンジ



・第16回 問02 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

当事者間に契約が成立すると、当事者の一方が勝手に債務の履行を取りやめることはできないのが原則である。しかし、当事者の一方が自らの帰責事由により債務を履行しない場合には、相手方には契約を一方的に[ア]する権利が認められる。また、当事者双方が契約を[ア]する権利を留保する趣旨で金銭等を授受することがあり、これを[イ]という。さらに、他人に強迫されて意思表示をした者には[ウ]権が認められ、また、[エ]による意思表示の場合には、当該意思表示は無効とされる。なお、一部の取引については、消費者保護の観点から、一定の条件のもとに消費者は無条件で契約の[オ]又は契約の[ア]をすることが認められており、これを一般にクーリング・オフという。

【解答】 ア:解除 イ:解約手付 ウ:取消 エ:錯誤 オ:申込の撤回

2.履行の強制

(1)債務の履行の強制

契約が成立し、債権・債務が発生すると、その債権の実現が法律上保障される。裏返していえば、債務者は、債務を履行することを法的に強制される。このように、この強制力は、債務者が債務を自発的に(任意に)履行しないときにあらわれる。

(2)自力救済の禁止

①債務者が債務を履行しない場合でも、**自力救済**は、原則として**禁止**されている。自力救済を認めると法秩序が維持できなくなるからである。

【基礎知識－自力救済】

自力救済とは、債権者が法律上の手続によらず、勝手に自分の実力で債権内容を実現することをいう。

②法律は、自力救済を禁止するかわりに、裁判所という国家機関によって強制的に債務を履行させる制度を設けている(強制執行:民法414条, 民事執行法)。